

かえない。但し、學校教育法施行規則第一條第二項に照らし、適切でない場合はこの限りではない。

ユニセフからの

初めての物資

このたびユニセフ UNICEF から日本の子供達にミルクと原棉が送られることになつて、その第一便として九月十八日に一三二二梱の棉花が神戸港につきまた七十九萬四千ポンドの脱脂粉乳が十月一日に横濱についた。この原綿は日本政府の手で服や下着にして困つてゐる家庭の子供達に配り、ミルクは十月から東京その他十二の市内の學校をモデル學校にして給食する豫定であるが凡て無料である。ユニセフはこれまでにヨーロッパの十二の國々と中華民國に援助を與へて來たが、今度はじめて援助の手を日本に差しのべたわけである。今回の日本援助の計畫は金額にして五十萬ドルさらに將來日本と朝鮮でこの計畫を擴張するために四十五萬ドルが用意されてゐるとのことである。

(厚生省兒童局企畫課・中山茂事務官談)

ユニセフは一九四六年國際聯合の作つた機關でその目的は世界各國々の困つてゐる子供達をたすけ、また子供の保健衛生の問題の解決について援助を與へたりすることである。例のアンラもこの機關に吸収されてゐる。ユニセフは United Nations' International Children's Emergency Fund の頭文字のみをとつたものである。